



藤橋地区 地域計画だより

令和6年5月 第1号
浪江町役場・農業委員会
藤橋復興組合

日頃から町の農業行政にご理解を賜るとともに、営農再開に向けてご尽力頂きありがとうございます。

国では全国で不耕作地の増加、高齢化による担い手の不足などから、おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るか。」といった内容からなる「地域計画」を各地域で策定していくこととしました。

浪江町でも現在、関係機関が連携し各地区で地域計画づくりを行っています。

藤橋地区でも地域計画の策定を通し、営農環境が整い、地域の農業が持続・発展していくことを期待しています。

浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

1 令和6年3月23日(土)に、地権者説明会を行いました。

《出席者》

- ▶藤橋地区・・・19名
- ▶関係機関・・・浪江町・浪江町農業委員会・双葉農業普及所・JA福島さくら
官民合同チーム・福島県農業振興公社

(1) 挨拶

私達藤橋復興組合では、福島県内外の各方面から通いながら限られた時間帯で活動を行っております。

藤橋地区の皆様の不安として、固定資産税や土地改良区の賦課金、水利施設の維持管理のための義務人足等があると思います。私たちは、自分たち世代の課題を子孫に負わせてはいけません。何もしないと避難中に見た荒れ果てた故郷に戻ってしまいます。

これまで復興組合を中心に、藤橋地区の農地をどうするのか話し合いを進めてきました。基本的に農地は所有者の自己管理ですが、避難先が生活の拠点となり状況が一変した今、農地を貸したいという農地所有者の皆様と、これから藤橋地区内で意欲的に農業の再生を目指していく担い手農家との意思疎通を図っていくことが急務であります。まだまだ検討しなければいけない課題は尽きませんが、皆様の助言とご協力をお願いいたします。



藤橋復興組合組合長 佐々木 茂夫

(2) これまでの検討内容について

藤橋地区

資料 1

地域計画策定に向け地域で行うこと

ステップ1 検討の主体を決めます。 A.藤橋復興組合

- ・行政区、復興組合等の策定エリアをカバーする主体
具体的な検討は、全体または水系単位、圃場整備範囲、小字単位など
A.大字藤橋(藤橋復興組合が管理する農地、

ステップ2 策定するエリアを決めます。 大字西台・酒田・北幾世橋の一部を含む)

- ・用途区域を除いた区域で策定します。大字(行政区)単位で良いか確認します。
- ・隣接行政区と重複する場合は隣接行政区と策定エリアの確認

ステップ3-1 5～10年後の農地や農業のあり方を決めます。

- ・農地の集約化や営農上の課題の確認
例えば
 - ① ほ場へ大型機械が入れない→圃場整備事業、基盤整備事業の検討 ①令和6年から開始予定
 - ② 農業用機械がないから大規模化できない→営農再開リース事業の検討 ②担い手判断
 - ③ 営農地が分散していて非効率→農地の集約化の検討 など ③ほぼ集約化できている
- ・営農再開事業をいつまで行うか。
7年度まで営農再開支援事業が可能。7年度末からの営農再開は必須。
(地域計画地域集積協力金は7年度交付分まで)
- ・5年～10年後の地域の農業のあり方を決めていきます。 A.検討中

ステップ3-2 だれが、どこで、何をつくるのか決めていきます。

- ・地権者の農地利用の意向を確認します。
自分で営農していく A.令和4年2月に地権者88名へ意向調査を実施
自分ではできないので貸したい
- ・現在の担い手、今後営農再開する担い手を確認します。
- ・耕作されない農地をどうするか決めます。地域の担い手を優先します。 A.資料1参照
 - 担い手が規模拡大する農地
 - 地区外から参入する農地

- 営農はできないが草刈りなどの管理だけをする農地
- 耕作不適地として対象地から除外する農地
- ・地域集積協力金を受ける場合、その用途について地域で決めます。また受け皿となる団体を決め、法人化設立の可否も決めていきます。

ステップ4 将来の地域の農地や農業のあり方を文言としてまとめます。

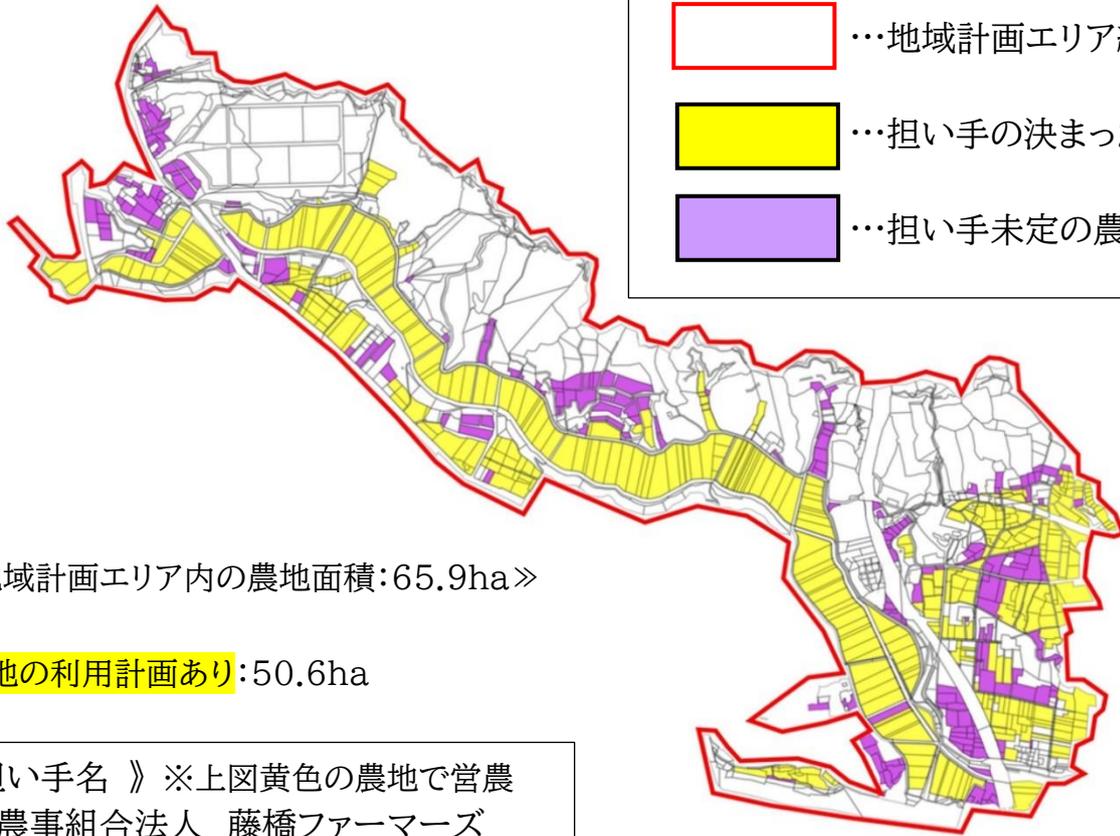
- ・計画シートに記載し地域で確認します。
- ★地域で合意した地域計画案を町で外部検討委員会を開催し確認し、地域計画として公告します。

今後検討していく

農地バンクとの契約

次頁につづく

藤橋地区 農地利用計画（案）



《 凡 例 》

…地域計画エリア線

…担い手の決まった農地

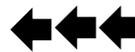
…担い手未定の農地

《地域計画エリア内の農地面積:65.9ha》

▶農地の利用計画あり:50.6ha

《 担い手名 》 ※上図黄色の農地で営農

- ①農事組合法人 藤橋ファーマーズ
- ②松本 善郎
- ③(仮)株式会社 ジャルダンササキ
- ④農事組合法人 西台生産組合
- ⑤合同会社 アンベファーム
- ⑥株式会社 ランドビルドファーム
- ⑦株式会社 福岡ソノリク
- ⑧株式会社 カネクチ山口



藤橋地区の
地域計画担い手に
位置付けていきます。



※農地面積データについては、令和5年8月時点のものを使用。

※確定値ではございませんので、予めご了承下さい。

(3) 地域計画の今後について

○これまで話し合ってきた内容を「協議の場」として浪江町ホームページに掲載します。

○藤橋地区で合意した地域計画案を外部検討委員会で確認し、令和6年度前半に地域計画として確定を目指します。

3 出席者から頂いたご質問について(一部抜粋)

Q1. 担い手に名前があがっている⑥～⑧までの3法人の所在、代表者を教えて欲しい。(前頁参照)

A1. ⑥株式会社 ランドビルドファーム…(所在)浪江町、(代表)吉田さやか、(品目)にんにく

⑦株式会社 耕福(株式会社福岡ソノリクが立ち上げた新会社)

…(所在)双葉町、(代表)園田壽俊、(品目)ブロッコリーなど

⑧株式会社 カネクチ山口…(所在)郡山市、(代表)山口盛雄、(品目)水稻

Q2. 圃場整備地区は10年間の賃料助成があると聞いたが、地域集積協力金とは別なのか。10年分の賃料が一括で各地権者にわたるのか。

A2. 地域集積協力金とは別です。換地処分後におおむね10年分の賃料が農地バンクに一括で支払われ、農地バンクから毎年分の賃料が地権者に支払われます。必ずしも10年間と固定しておりませんのでご了承ください。(10年以上の農地バンクとの貸借契約や面積要件があります。)

《地域集積協力金と賃料一括前払いの違い》

地域集積協力金は、地域計画を立てた地域全体(ほ場整備対象地も含む)に対し、農地の集積度に合わせて地域(集落等)に対して支払われる協力金です。

一方賃料一括前払いは、ほ場整備を実施した農地に対し、ほ場整備後10年以上の農地バンクとの契約した貸借契約について、おおむね10年分の賃料等が一括して農地バンクに支払われる制度です。農地バンクはこれを原資として地権者に毎年賃料を支払うので、この間農地借り受け者は、実質賃料負担なしで農地を借り受けすることができます。(ただし借り受け者は、4ha以上の耕作をする高度経営体である認定農業者(法人含む)の必要があります。)

Q3. 磐梯町で地域計画が策定されたと聞いた。浪江町ではどんな状況か。

A3. 令和6年2月に協議の場の公表を5地区行いました。令和6年3月下旬には浪江町地域計画検討委員会に5地区の地域計画をお諮りする予定です。

Q4. 復興組合は営農再開支援事業の受け皿として設立された組織であり、解散後は新たに組織を立上げていくのか。

A4. 復興組合は特認事業の受け皿団体という位置付けであり、営農再開支援事業終了時には復興組合も解散となる。今後については、地域集積協力金の受け皿や使途について、また藤橋地区の農地利用調整等を併せて話合える組織作りをお考えいただきたい。

❖浪江町役場 農林水産課(農政係)

☎ 0240-34-0245

❖浪江町 農業委員会事務局

☎ 0240-23-5706

❖福島県農業振興公社(浪江町役場1階駐在)



❖ お気軽にお問合せ・ご意見をお寄せ下さい ❖